

世界文化遺産部会の設置について（案）

平成 31 年 4 月 日
文化審議会 決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）世界遺産条約第 11 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （3）世界遺産条約第 11 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （4）その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

世界文化遺産部会委員

(平成31年4月 日現在)

(正委員)

| | | |
|----|---|----------------------|
| 佐藤 | 信 | 大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事 |
| 松田 | 陽 | 東京大学准教授 |

(臨時委員)

| | | |
|-----|-----|--|
| 伊藤 | 毅 | 青山学院大学総合文化学部教授 |
| 池邊 | このみ | 千葉大学大学院園芸学研究科教授 |
| 岩本 | 渉 | アジア太平洋無形文化遺産研究センター所長 |
| 大森 | 洋子 | 久留米工業大学工学部教授 |
| 黒田 | 乃生 | 筑波大学芸術系教授 |
| 小浦 | 久子 | 神戸芸術工科大学大学院教授 |
| 佐々木 | 葉 | 早稲田大学教授 |
| 鈴木 | 淳 | 東京大学大学院教授 |
| 舘野 | 和己 | 大阪府立近つ飛鳥博物館長, 奈良女子大学大和・紀伊半島学研究所 古代学・聖地学研究センター特任教授 |
| 藤原 | 恵洋 | 九州大学大学院教授 |
| 二神 | 葉子 | 東京文化財研究所文化財情報研究室長 |
| 本中 | 眞 | 前内閣官房内閣参事官 |
| 山田 | 幸正 | 首都大学東京オープンユニバーシティ (TMU プレミアムカレッジ担当) 特任教授 |